



広報ぬまた お知らせ版



令和2年10月22日発行 第1077号(1/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

高齢者世帯の除雪費の助成について

冬期間の除雪作業を自力で行うことが困難な高齢者世帯に対し、除雪業者等への作業委託費用の一部を助成します。

- 除雪範囲
 - ① 居住する家屋の玄関前及び玄関から道路までの生活道路の除雪
 - ② 家屋の屋根及び窓の除雪
 ※住宅に隣接している車庫や物置の屋根雪降ろし・窓すかしも対象になります。
- 助成内容

委託業者へ支払った額の2分の1を助成します。

ただし、上記①・②それぞれ1シーズン2万円が助成限度額となります。
(非課税世帯及び均等割課税世帯ともに上記限度額となります。)

※1シーズンとは原則12月1日から3月31日までとします。
- 申請期間

令和2年11月5日(木)～令和3年3月12日(金)まで
- 申請方法

以下の要件を満たす方は、委託業者との契約書及び領収書(領収書は後日代金支払い後でも可です)、印鑑と振込口座名義の預金通帳を持参の上、役場保健福祉課で申請して下さい。
- 対象世帯

町民税非課税世帯又は町民税均等割のみ課税世帯(生活保護世帯を除く)で、次のいずれかに該当する世帯です。

 - ※12月1日(基準日)現在、町内に住所を有し、現に居住している世帯
 - ① 世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の世帯員で構成されている世帯
 - ② 70歳以上の単身者世帯
 - ③ 世帯全員が65歳以上で、世帯員のうち、身体障がい者手帳(1級もしくは2級、又は肢体不自由の下肢もしくは体幹に該当)を所持、又は要介護認定(要介護1～5)を受けている方がいる世帯
 - ④ 世帯全員が65歳以上で病弱なため除雪が困難と認められる世帯

※年齢要件は、令和3年3月31日現在の年齢とします。
- お問い合わせ

保健福祉課 福祉グループ ☎35-2120

沼田町子育て世帯冬季暖房経費助成について

義務教育終了前までの子どもを養育している家庭に対し、冬期間の暖房経費の一部を助成します。

- 対象者

12月1日現在において、沼田町住民基本台帳に登録されている義務教育終了前までの子どもを養育している保護者
- 助成額

暖房経費の助成額は、助成対象者1世帯につき10,000円分の商品券により支給します。
- 申請方法

12月上旬に助成対象者に申請書等を送付いたしますので、役場保健福祉課で申請して下さい。
- 支給時期

暖房経費を支給する時期は、12月11日までに申請のあった方は、12月下旬に支給し、それ以降に申請のあった方については、その都度支給します。
- 申請先・お問合せ

保健福祉課 子育て支援推進室 ☎35-2120

特産品「雪なごり瑞華」消費拡大キャンペーン開催中!

10月1日から町内において「雪なごり瑞華」の消費拡大に向けたキャンペーンを実施しています。キャンペーン期間中はお安くお買い求めいただける他、町内飲食店を団体等ご利用の際に無料提供のサービスが受けられますので、是非この機会にご利用下さい。

- 期間

令和2年10月1日～令和3年3月31日
- 内容
 - ① 町内の酒屋店等で「雪なごり瑞華」を定価の3割引でご購入できます。
 - ② 予約のうえ5名以上の団体で飲食店をご利用する際、5名ごとに「雪なごり瑞華(720ml)」1本を無料にて提供いただけます。
- 留意事項

※ご提供された「雪なごり瑞華」をお土産としてお持ち帰りいただくこともできます。(提供方法は各飲食店によって異なります)

※なお、お土産品として提供された「雪なごり瑞華」を別の飲食店に持ち込んでお飲みになる行為はご遠慮ください。
- お問い合わせ

沼田町商工会 ☎35-2231

～沼田町はJR北海道を応援しています～

「JRに乗り続け隊」サポーター募集中! キップ・定期券は、JR石狩沼田駅でお買い求めください

午前7時20分～午後1時40分 平日(祝祭日除く)で販売中!

※不在となる時間帯(8:55～9:50、11:25～12:35)がございます。ご確認ください。

■ お問い合わせ 産業創出課 ☎35-2155



結婚新生活応援募集について

本町では、下記の対象要件を満たしている世帯に、住居費や引越しにかかる費用の一部について支援を行い、本町での新生活を応援しています。

- 対象要件 ※以下の4項目をすべて満たしていることが必要です
 - ①令和2年4月1日から令和3年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
 - ②令和元年中の夫婦の合計所得が年間340万円未満である世帯
 - ③申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が町内の当該住宅に住所を有すること
 - ④夫婦ともに34歳以下であること
- 対象経費
 - ①住居費（物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
 - ②新居への引越し費用（引越業者または運送業者へ支払った場合にのみ該当）
※勤務先から住宅手当や引越しにかかる費用が支給されている場合は、その分を差し引いた額
- 対象期間 令和2年1月1日から令和3年3月31日まで
- 助成額 上記対象経費に対し、1世帯当たり30万円を上限として助成
- 申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・令和元年中の所得証明書（本人及び配偶者）
 - ・住宅の売買契約書（住居費に充てる場合）
 - ・住宅の賃貸借見積書または契約書（住居費に充てる場合）
 - ・住宅手当支給証明書（住居費に充てる場合）
 - ・引越しに係る領収書（引越し費用に充てる場合）
- お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

全国瞬時警報システム(J-アラート)の訓練放送について

◆放送日時：令和2年11月5日（木）午前10時00分頃

11月5日（木）10：00頃に、防災無線を通じて情報伝達の訓練放送を行います。ご家庭の戸別受信機からテスト放送が流れますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

放送内容等

町内6か所に設置してある屋外スピーカー及び戸別受信機から、訓練放送が一斉に放送されます。

【放送内容】

開始のチャイム

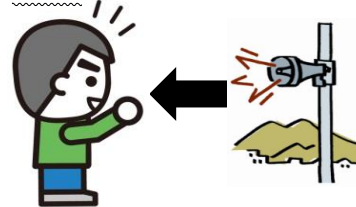
「こちらは、防災ぬまたです。只今から訓練放送を行います。」

緊急地震放送チャイム音

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」※繰り返し3回

「こちらは、防災ぬまたです。これで訓練放送を終わります。」

終了のチャイム



※J-アラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

- お問合せ 総務財政課 総務グループ ☎35-2111

沼田町ヤング世代移住促進家賃助成事業について

本町への移住定住を図ることを目的として、町外からの転入により本町で生活することとなる若者世代、並びに前居住地に関係なく結婚を機に本町で新たな生活をスタートすることとなる新婚世帯や、新たに町外へ通勤することとなってもなお本町で生活している世帯を対象として、居住する賃貸住宅の家賃の一部を助成しています。

■対象者

①転入世帯

令和2年3月18日以降に転入し、申請時点において40歳未満の世帯
（夫婦世帯の場合は夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯）

②新婚世帯

令和2年4月1日以降に婚姻届を提出している世帯で、申請時点において夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯

③町外通勤世帯

令和2年4月1日以降、転勤又は転職等により町外へ通勤することとなってもなお本町で生活し、申請時点において40歳未満の世帯
（夫婦世帯の場合は夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯）

■対象経費

公営住宅、官舎、並びに3親等以内の親族が所有する住宅以外の民間賃貸住宅（集合住宅）にかかる月額家賃（住宅手当、共益費、駐車場使用料並びに冬期間の除雪費を除きます。）

■対象要件 ※以下の5項目をすべて満たしていることが必要です

- ①町内にある賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が当該賃貸住宅の住所地に住民登録を行い、現に居住していること
- ②対象経費が25,000円以上であること
- ③世帯に沼田町職員が含まれていないこと
- ④世帯全員が町税並びに公共料金等を滞納していないこと
- ⑤申請日以後3年以上沼田町に住む意思があること

■助成額及び助成期間

- ①助成額は、対象経費から25,000円を差し引いた額（百円未満切り捨て）
※但し、助成額は31,000円を上限とします
- ②助成期間は、転入・婚姻・通勤開始の日の属する月の翌月から3年間

■申請に必要なもの

- ・印鑑・賃貸契約書の写し・住民票謄本・戸籍謄本（新婚世帯のみ）
- ・勤務先からの住宅手当等の額を証明する書類（様式第2号）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）

- お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115



ピカソー

広報ぬまた お知らせ版



スノンちゃん

令和2年10月22日発行 第1077号(2/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

令和3年度沼田町職員(建築技術職)の募集について

- 募集人員 建築技術職 1名
- 採用年月日 令和3年4月1日付け採用予定
- 受験資格 次の①～④のすべてに該当する方
 - ①次のア～イのどちらかに該当する方
 - ア 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業し、建築に関する実務経験を3年以上有する方で、2級建築士以上の資格を有している方
 - イ 平成6年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学または短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上)、高等専門学校もしくは高等学校を令和3年3月までに卒業または卒業見込みで、建築に関する専門課程を履修された方
 - ②第1種普通自動車免許を取得している方または取得見込みの方
 - ③パソコン操作ができる方
 - ④現在、沼田町に在住している方または採用後町内に居住可能な方
- ※ただし、日本国籍を有しない方、地方公務員法第16条のいずれかに該当する方は受験できません。
- 試験方法 小論文試験、面接試験により実施(日程は追って通知します)
- 試験日 令和2年12月予定
- 試験会場 沼田町役場
- 応募方法 下記の書類を、郵送または持参してください。
 - ①履歴書(市販の物で可・写真添付)
 - ②最終学校の卒業見込み証明書、または卒業証書の写し
 - ③建築士免許証の写し(有資格者のみ)
- 応募期限 令和2年11月30日(月)必着
- 応募先・お問合せ
〒078-2202 沼田町南1条3丁目6番53号
総務財政課 総務グループ 担当：一戸(いちのへ)

令和2年度自衛官等募集案内

■自衛官候補生

資格 日本国籍を有し、令和3年4月1日現在、18歳以上33歳未満の男女
受付期間 試験日より異なりますので、お問合せください。
試験期日 11月15日(日)・16日(月)、12月13日(日)・14日(月)
いずれか1日

試験会場 受付時にお知らせします。

■その他 新型コロナウイルス感染症の状況により、延期となる場合があります。

■お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊 ☎0166-55-0100
総務財政課 広報情報グループ ☎35-2111

日曜・祝日当番医のお知らせ

◆10月25日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：北竜町立診療所 所長 浦本 幸彦〕

☎22-1101

歯科系…みやこし歯科診療所(滝川市)

☎0125-75-5330

◆11月1日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：町立沼田厚生クリニック 院長 鳥本 勝司〕

☎22-1101

歯科系…さいとう歯科(雨竜町)

☎0125-77-2088

◆11月3日(祝日・火曜日)

内科・外科系…斎藤整形外科病院(深川市)

☎23-3737

歯科系…渋谷歯科医院(滝川市)

☎0125-22-1737

◆11月8日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：みきた整形外科 院長 三木田 光〕

☎22-1101

歯科系…あさひ歯科クリニック(滝川市)

☎0124-23-0102

◆11月15日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：たかはし内科消化器内科 院長 高橋浩平〕

☎22-1101

歯科系…深川第一病院歯科口腔外科(深川市)

☎23-3516

10月22日から11月15日までの行事予定

	行事名	時間	場所
10月23日(金)	元気100倍!教室	10:00~	ふれあい
	特設行政相談所	13:00~	町民会館
26日(月)	脳トレ教室	10:00~	ふれあい
	心配ごと相談	13:00~	ふれあい
27日(火)	高齢者サロン	10:00~	緑町コミセン
11月 2日(月)	のぞみ会	13:00~	ふれあい
	3日(祝)	町民芸術祭〔芸能発表〕	10:00~ ゆめつくる
	15日(日)	町民交流フェスタ	10:00~ ゆめつくる

※新型コロナウイルス感染予防のため中止、延期される場合がございます。